

准会員制度

1. 趣旨・背景：①オンライン報告会・勉強会の開催が当会の中心的となってきたが、当会の活動をより多くの会員に広げて活性化させたい。②現役世代の参加が相対的には少ないなか、現役世代に対しても刺激的、魅力的な活動を提供したい。③世銀での職務経験や識見の高い会員がおられるので、今まで行えなかった、世銀等国際機関を目指す若手人材への発信も行う会としたい。④著名な講師を招いて講演をして頂いた後、講師の方々との交流をフォローアップさらに深めたい。
2. 決定：上記の趣旨を踏まえて、「総会での議決権を伴わない」会員（准会員）の制度を立ち上げ、活動を活性化する。具体的には、本会会則第4条第2項「本会に名誉会員及びASSOCIATE MEMBERを置くことができる」とあるところ、Associate Memberの具体化として「准会員」制度を発足させる。
3. 准会員の種類
 - ① **客員会員**：本会のために講師として参画頂く等、具体的な協力を頂いた方(世銀での職務経験の有無を問わない)に幹事会決定にて客員会員としての地位を付与できるようとする。当初2年間は会費無料、2年経過後も入会金無、年会費3千円で更新可能、会費前納割引制度（10年）も利用可とする。
 - ② **名誉客員会員**：客員会員対象の中でも特に並外れた業績のある方には、名誉客員会員の地位を付与できる。会費の徴収はしない。但し、認定は幹事会の全会一致による。
 - ③ **賛助会員**：世界銀行等の国際機関に就職希望のあるなどグローバルな活動を志す方（18歳以上35歳未満）には、入会金なし年1000円で賛助会員として参加できる。最低本会員1名の推薦による。但し、この会員には、本会員名簿の配布は行わない。なお、35歳未満は入会時のみの制限であり35歳到達以降も会員を継続できる、但し35歳以降は3000円/年。
4. 運用の開始：2023年7月7日総会承認後直ちに。但し、①②の認定対象は2020年1月に遡及できるものとする。
5. 2023年7月7日(金)に開催された会員総会にて審議・決定済み。